

食品に関するリスクコミュニケーション
-我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える-

平成19年11月30日(金) 14:00～16:40

日本青年館

主催：食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省

午後 2 時 開会

(1) 開会

○吉川専門官 本日は皆さまご多忙の中、ご参加をいただきありがとうございます。ただ今から、「食品に関するリスクコミュニケーション ―我が国における牛海綿状脳症（BSE）の国内対策を考える―」を開催いたします。私は本日司会を務めます、厚生労働省食品安全部企画情報課の吉川と申します。よろしくお願いいたします。

わが国のBSEの国内対策については、食品安全委員会がリスク評価を行い、これを踏まえて厚生労働省および農林水産省が管理措置を講じてまいりました。最近、管理措置について消費者と関係者の皆さまの関心が高いことから、リスク評価や管理措置の現状について改めて認識を共有したいと考え、食品安全委員会、厚生労働省、および農林水産省の共催により、本日の会を開催することといたしました。

それでは、まず初めに配布資料の確認をお願いいたします。「議事次第」の裏側に「配布資料一覧」というものがございますので、そちらをご参照しながらご確認いただければと思います。「議事次第」に続きまして「座席表」、本日の資料といたしまして3点ございます。「食品安全委員会プリオン専門調査会の資料」、「農林水産省の資料」、「厚生労働省の資料」となっております。そのほかに「アンケート用紙」、それからパンフレット、リーフレットの関係でございますが、「食品安全委員会 2007」、「科学の目で守る、食品の安全」、「科学の目で食品の安全を守ろう!」、こちらの2点は小さなリーフレットとなっております。「食品安全 VOL. 14」、「食品安全委員会からのお知らせ」、「わたしたちは家庭での食育を応援します!」、最後に「食品安全エクスプレス」という資料となっております。もし不足の資料がございましたら、挙手をいただき、お近くのスタッフまでお知らせください。また、今後の参考のためにアンケート用紙を同封しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。ご記入いただきましたアンケートは、終了後に出口の付近で回収いたしますので、お帰りの際に係の者にお渡しください。

続きまして、簡単に本日の議事進行を説明いたします。議事次第をご覧いただきたいのですが、まず、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策のリスク評価」について、食品安全委員会プリオン専門調査会の吉川座長より、30分程度説明をいたします。続いて、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）に関する管理措置について（飼料規制・死亡牛

検査・牛トレーサビリティ関係)」を、農林水産省・消費安全局動物衛生課沖田課長補佐より、「と畜場・食肉処理関係」を、厚生労働省食品全部監視安全課加地課長より、合わせて 40 分程度説明をいたします。その後 10 分程度休憩を設けまして、その後に意見交換を行います。本日の終了は午後 4 時 40 分ごろを予定しております。どうぞよろしくお願いたします。なお、携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードでのご使用にご協力をお願いいたします。

(2) 講演

○吉川専門官 それでは、食品安全委員会吉川座長より、わが国におけるBSE対策のリスク評価について、ご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○吉川座長：それでは30分ほど時間をいただいて、わが国における牛海綿状脳症対策のリスク評価について、説明したいと思います。この評価はすでに2年半ぐらい前に行ったもので、もうかなりの方は忘れているかもしれないと思いますけれども、厚生労働省、農林水産省から、このとき四つの諮問を受けて、その中の一つが今説明を必要とされている、20カ月齢以下の若齢牛の検査を続けるか、あるいはやめるか、そのどちらかの選択を選んだときに、最終的に食品に入ってくる食肉の、あるいは食肉を食べたときの人の健康被害のリスクに差ができるかどうかということを諮問されたわけです。

結論から言えば、若齢牛の当時2年半前の評価結果として、若齢牛の検査を全頭検査から外したとしても、そこでのリスクの増減というものはほとんど大きくないということが、完璧な評価結果であったわけですが、行政としては、当時の消費者の感覚とわれわれが行ったリスク調査の間には、まだ少し乖離があるということも合わせて、定期的な陽性反応として3年間、地方自治体が若齢牛も含めて検査を続けているなら、補助金を出すという政治決着をしたわけで、評価者としては、3年後に消費者の了解が取れるかどうかというような一抹の不安を持ってはいたわけですが、来年の7月をもって補助金が終わるということで、もう1回、われわれがああときに下した結論がどうであったか、またそれから2年半検査を続けてきて、結果としては最初に予想したとおり、若齢牛で陽性牛が出ることはなかったわけですが、そのへんを含めて、もう一度あの時に行った評価について説明をしたいというふうに思います。

(スライド2)

クーパーが来たのが、最後の結論を出したのは2005年3月という時点ですが、その時に対象となった20カ月齢以下の牛というのは、2003年7月以降に生まれた牛であるということで、現在でいうなら、それから2年半たっておりますし、来年の7月の時点でいうなら、2007年1月ですから、今年の1月以降に生まれた牛について検査をすることの意義を問うということになるという意味では、時系列的にはどんどん動いていっております。

ます。その時、2003年7月以降に生まれた牛、当時の20カ月齢以下を検査した場合のリスク、検査対象から外した場合に残るリスクというものを比較して、20カ月齢以下の生体牛、あるいはそこからできる食肉についてリスクをかわすということをした。

(スライド3)

基本的な考え方としては、今言いましたけれども、2003年7月以降生まれの牛を2005年3月の時点で評価するわけですが、一つはBSEのプリオンのリスク、感染牛がもしいたとすれば、どのくらいの感染率で、その牛についてはどのくらいプリオンを蓄積しているというふうに考えられるか。その牛がと畜・解体された場合、当然BSEの検査をするわけですが、そこで検出限界以下という格好でと畜・解体されるとすれば、その中で食肉に汚染してくるプリオンの汚染率、あるいは汚染力というのは、どのくらいと想像されるかということで、基本的には、できる限り定量的なデータを使う。しかし、多くのプロセスについては、数字で全部割り切るというわけにはいかないで、定性的な評価も併せて、特に結果に関しては、定性的な記述で行おうということでスタートしました。

(スライド4)

基本的には大きく2段階に分かれております。1つは、と畜場に来る前の牛がどのくらい感染している可能性があるだろうかということで、これに関連する因子としては、プリオンは実際には外から入ってきたわけですから、プリオンが入ってくる侵入のリスクとしては、イギリスをはじめとして、海外からあの危険な時期に買った牛、それから肉骨粉、動物性の油、それから国内暴露という点では、それを食べた牛がまたレンダリングに使われるわけですが、それを止めるための飼料規制、その対策と重視度、あるいは飼料工場等で起こる交差汚染といったものについて評価をしました。

それから若齢牛を含めて、BSEのプリオンの体内分布がどのようなものになっているか。それからデータ量を知るという意味で、トレーサビリティとしての死亡牛検査、こういった項目を評価対象として、生体牛におけるリスク、感染率と蓄積量というものを考え、それがと畜場に来た場合、汚染防止措置として、と畜場のスタンニング、ピッシング、SRM、あるいはSRMになる脊髄の飛散防止措置、衛生手順、それからBSEの検査、その他年齢、農場の確認のためのトレーサビリティシステムといったようなものを評価して、この段階の上に食肉のリスクとして、汚染率・汚染量を加え、最終的に人が食した場合、

このときに月齢を変更した場合に、リスクが変動するかどうかということ进行分析したわけです。

(スライド5)

振り返ってみますと、当時ではまだこの一部しかなかったんですけど、現在のデータで見ますと、日本のBSEの汚染というのは、95年後半から96年の前半に関東および北海道に汚染が入ったということが明らかになりました。この分は今10歳を過ぎて、大体ほとんど全ての牛がと畜場に来てしまって、もうほとんど全国的にも残っていない。たぶん1万トンを割っていると思います。

そのあと2年間以上にわたって、特に汚染が海外から入ってくるということはありません。日本じゅうどこからも、このあとに生まれた牛で汚染が起こったということはなく、99年の後半から2001年に止めるまで、もう1回北海道で大きな流行が起こったというのが大体わかってきた次第です。この止めた直後の2001年の10月と2002年の1月に、非常に例外的な若齢の2頭が見つかった。その2002年の後、現在に至るまで陽性牛というのは1頭も出ていません。評価した20カ月齢というのは、あの当時2007年の7月から後で、来年の補助金が切れる時の20カ月齢以下の牛というのは、このグループになるということです。

(スライド6)

それでは、評価のステップに従って説明していきたいと思います。

(スライド7)

侵入リスクは最初に言いましたように、当時英国あるいはドイツから輸入された牛、肉骨粉は主にイタリア、それからデンマークから入った肉骨粉、油はほとんどオランダから輸入し、ほかにカナダ、米国からも生体牛の輸入というものがありました。こういった輸入について評価したわけですが、2001年10月の時点で1頭見つかったあと、BSE発生国からの生体牛の輸入は完全に中止され、すべての国からの肉骨粉の輸入についても検証し、動物性油脂については、ほとんどがオーストラリアになりますけれど、輸出証明書を付けるというような規制が行われました。

(スライド8)

2005年3月、この時点で20カ月以下という2003年7月以降の牛群について、当時の汚染あるいは汚染防止対策レベルから考えれば、この若齢牛の牛がこういった侵入リスクに曝露されるということはあります。2001年より前の規制が行われる前に生まれた牛については、曝露リスクは持っていると考えられますけれども、この評価時点での若齢牛について、侵入曝露の侵入リスクというものは無視できるという状態になったわけです。

(スライド9)

飼料規制に関しては、ヨーロッパも交差汚染というものが非常に問題になったわけですが、今言ったように、2001年10月以前の可能性については、交差汚染があったかもしれない。しかし2003年7月以降、牛の飼料製造工程を豚は豚、牛は牛という格好で施設を分離する、あるいは工場を分離する、最終的に2005年3月31日に完全実施という格好になったわけで、そういうことを考えれば、国内産肉骨粉の飼料への交差汚染を含めて、こういうリスクというものについても無視できるということになりました。

(スライド10)

実際に飼料規制の評価については、顕微鏡検査、あるいはELISA、PCR法と、いろいろな方法でチェックするわけですが、当時分析した内容として、ガイドライン前、ガイドラインが出た後の飼料について、それぞれの検査方法でして、飼料工場あるいはその他の飼料工場についても、交差汚染は認められなかったという結果になっています。

(スライド11)

3番目のBSEのプリオンの体内分布ということですが、これに関しては、末期の牛でと畜場で見つかったケースと、イギリスが、そのあとドイツと、感染脳を食べさせて感染実験をするということを各国でやっていますけど、このときにはイギリスのデータが得られていて、投与後6から18カ月経過した牛の回腸遠位部にSRMが認められています。それから32カ月を経過した牛の脳、脊髄、背根神経節、三叉神経節、いずれもSRMに感染しているということで、感染性が確認できるというデータがありました。また、生牛で臨床症状に、あるいはと畜場で見つかる大人の牛では、99.4パーセントがSRMに集中している。そういう意味では、牛のBSEプリオンというのは、非常に中枢神経あるいは神経組織に偏局する病原体で、そういう意味では、SRMの除去によって99.4パーセント

が除去できるということになります。

(スライド12)

日本の情報から発したものですけれど、11例目の94カ月齢の牛というものでは、いったん脳にたまったものが末梢神経に入ることがわかってきました。坐骨神経等の末梢神経あるいは副腎からのウエスタンブロットで病理が出ると。しかしその量というのは、SRMの一つである三叉神経よりも非常に少ない。それから先ほど言ったように、感染神経で見ると、32カ月より前、脳に上がっていく前には末梢神経には出なくて、脳に上がって増えたあと、32カ月後から徐々に末梢神経も陽性になるということです。SRMは今もそうですけれど、全頭が検査の陰性・陽性にかかわらず除去されて焼却処分されているということで、食肉へのSRMを介したプリオンの汚染度というのは、非常に低いということになりました。

(スライド13)

実際、と畜場にどのくらいの感染牛が来るだろうかということのを定量的にも評価しました。そのときのモデルとしては、全く規制のなかった96年、通知の出る前が一番汚染状況が高かったであろう。今は先ほど言ったように、95年から6年の時に汚染が飛び込んだわけですけれども、その時の最大が大体四十数頭という、かなり大きく、ワーストシナリオとわれわれは呼びますが、少しげたを履かせて取ってあります。実際に陽性になった例はこのくらいですと、検査以前に陽性があったことを考えれば、もう少し高かったかもしれません。

そのあと、交差汚染の可能性はありますが、飼料規制を行ったために、ヨーロッパと同じように、恐らくこのモデルとしては、3年間で半分ぐらいに減っていくだろうというモデルで計算した式ですけど、実際に出てきたものは、先ほど言ったように、99年から2001年、最後の2頭は2002年に今検出されています。予想をもう少し高めに、このカーブで2003年4月生まれの20カ月以下の牛を該当したときに、大体年間と畜場に来る可能性が0.4から1.7という数字が出て、年間ひよっとすると1頭弱はと畜場に感染牛が来るかもしれない。しかしそれは検査の限界か、それ以下の蓄積量にすぎないだろうということをお考えのわけです。

(スライド14)

背景のリスクとして、肉になる前のリスクという点で考えれば、若齢牛のリスクについては、侵入リスクは無視できる。飼料規制はこの牛群については有効であると。体内分布は、まだ上がっていく途中であるSRMも除去すれば、食肉への汚染率は非常に低いということで、総合的な評価としては、若齢牛BSEプリオンの蓄積度というものは、「非常に低い」ないしは「低い」という判定をしました。

(スライド15)

後半の食肉では、そういったレベルの牛が、と畜場に来た場合ということです。

(スライド16)

スタンニングについては、93.1パーセントのと畜場で実施をして、血液中に中枢神経組織が流入するという報告もある、決してないわけではないですけれども、SRMの汚染量に関してどのくらいかというデータはありませんでした。気絶をさせるために、脳しんとうを起こさせるような格好でスタンニングをするので、ピッシングのように脳を破壊するという調査ではないわけで、そんなに大量のものが神経組織の血中に乗るということは、スタンニングでは起こりえないということで、スタンニングによる食肉で直接BSEが、プリオンの汚染が起こるという可能性は「非常に低い」あるいは「低い」というレベルであろうということです。

(スライド17)

ピッシングについては、当時72パーセントのと畜場、頭数では80パーセントがまだピッシングをしているという状況です。定量的に分析に耐えるだけの十分なデータはないけれども、ピッシングによる汚染率というものは無視はできない、低いというレベルです。しかし量として考えればですね、それほど多いものではない、少ないという、2007年以降の若齢牛の場合、もともと脳せき髄のプリオンの蓄積量は非常に少ないわけですから、ピッシングをしたとしても、食肉に入っていく危険性、神経組織に入っていく危険性というのは「非常に低い」あるいは「低い」という判定になりました。

(スライド18)

SRMは繰り返しになりますけど、2001年10月から除去を義務付けるということで、

S R Mが確実に除去されていれば、除去後の食肉にプリオンが汚染するという事は非常に低い。

(スライド19)

脊髄の飛散防止、背割りをして枝肉を作るときに、脊柱を真っ二つに割って、二つの大きな枝肉にするわけですが、陽性牛は検査で廃棄する。と殺に使用する器具というのは1頭ごとに洗浄をする。それから脊髄を除去したあと、枝肉を洗浄するという操作を義務づけたわけで、万一付いたとしても、洗浄後を考えれば、汚染リスクというのは非常に低いこととなります。

(スライド20)

操作手順についても、ほとんどの施設で操作手順書を作成し、それを遵守するという事になって、これも手順書が定められていないことによる食肉のリスクという点で考えれば、低いということになります。

(スライド21)

実際にB S E検査ということを考えてみますと、検査するところは延髄のかんぬき部というところで、感染実験等からかなりその後わかってきて、最初に経口で入ったプリオンは回腸遠位部のパイエル板という、免疫中枢といわれる大きなリンパ組織が回腸遠位部にあって、そこに取り込まれ、そこから腸管の神経を伝わって、交感神経を伝わって脊髄にくる。それからかんぬき部の中枢神経のほうに上がってくるという、その期間が発症まで5年という非常に長さです。従って、潜伏期がかなり長くて、かんぬき部にたまりだしたときに、初めて今の検査という意味では、検出限界に達すると。そういう意味では、普段のときは感染をしていますが、リスク上今の検査では検出できないということになります。発病に至るのはさらに後ということ。もう少しわかりやすく書くと、子牛の時に大体平均2歳までに感染すると考えられています。

(スライド22)

発症して死ぬまでの期間が平均5年。2年から8年で、大体発症するのは最後の3カ月から、いったん発症すれば長くて6カ月で死亡するわけで、そのころはかんぬき部に非常

に量がたまりますけれども、この初期のころは、延髄で病原体を検出することができないという時期があるというということになります。

(スライド23)

今はもうすでに700万頭ですけど、当時は424万頭の牛を検査して、21、23カ月という若齢牛が2頭、こちらの1頭は不定型で、こちらが定型のBSEということですけど、そのときのかんぬき部の蓄積量というのは、通常陽性牛に比べて500分の1から1,000分の1という量でした。で、見直しも検査月齢を全月齢から若齢牛を対象から外すという措置を取った場合、そのときの蓄積量というのは検出限界に近い、あるいは検出限界以下のものが大多数を占めるというだろうということになりました。検査は陽性率としては非常に低い、汚染率としては「無視できる」から「非常に少ない」ということになりました。

(スライド24)

トレーサビリティに関しては、2003年12月から生産段階で義務化、2005年12月から流通段階も義務化するということで、国のシステムとして、生産からマーケットまで全システムを確立したという点では、日本は非常に画期的な成果を上げたわけです。トレーサビリティについては、2003年7月以前に生まれた牛の混入というのは、もう考えられないと。1頭ごと個体識別をやっております。それで、そういうミスによるリスクというのは、無視できるということになります。

(スライド25)

食肉についての若齢牛のリスクというものをまとめてみますと、汚染防止、スタンニング、ピッシング、このリスクは若齢牛については「非常に低い」から「低い」。SRM除去、脊髄飛散防止、これは「有効である」。手順書の不備によるリスクというのは「低い」。BSE検査では、陽性牛というのは「非常に少ない」。汚染量は「無視できる」から「非常に少ない」。トレーサビリティは「有効」ということで、食肉の汚染度に関するリスクは、総合評価としては「無視できる」から「非常に低い」という結論になったわけです。

(スライド26, 27)

今の背景にある牛の感染率と、と畜場での処理の総合判定をとらえて、BSE検査を全月齢にした場合と、21カ月齢以上の牛に限るというふうにした場合の比較をしたわけです

けれども、全頭検査をした場合のリスクと、21カ月齢以上だけにした場合、牛のプリオン蓄積度と食肉の汚染度は、いずれも「無視できる」、「非常に低い」ということで、差がないということになりました。若齢牛を検査対象から外した場合の人に対する食品健康影響のリスク、それは総合的に考えれば、非常に低いレベルの増加にとどまるという結論になったわけです。

(スライド28)

同時に最初四つの答申をしたと言いましたけれども、最大の問題は今の検査の見直しということでしたけれども、ピッシングの中止について、具体的な目標を設定して、できる限り速やかに進める必要がある。それから脊椎の飛散防止、と畜解体等に関する標準作業手順S S O Pの遵守を徹底するということ。

(スライド29)

それから飼料規制の実効性の確保の強化、特に輸入飼料の原材料、後であると思いますけれども、小売に至るまでの届け出制を徹底する。それからB S E検査、調査、研究、これについても一層の推進が必要であるという、三つの補足的な答申を併せ、農水省と厚労省に対してというのが、このときの評価の結果でございます。

(スライド30)

どうもご清聴ありがとうございました。

○吉川専門官 ありがとうございます。続きまして、農林水産省沖田課長補佐より、「我が国におけるB S Eに関する管理措置（飼料規制・死亡牛検査・牛トレーサビリティ関係）」について説明いたします。よろしく願いいたします。

○沖田課長補佐：皆さんこんにちは。わたしは農林水産省消費安全局動物衛生課におります沖田と申します。わたしのほうからは、B S Eのリスク管理の措置の中で、農林水産省が実施しております飼料規制、死亡牛の検査、トレーサビリティの関係について、ご説明をさせていただきます。

(スライド1)

まず、食品安全行政の体制についてなんですけども、この食品安全行政は、食品安全委員会の科学的なリスク評価に基づきまして、農林水産省と厚生労働省が、このリスク管理を担っているという体制になっております。あくまでその管理措置は科学評価に基づいたものであるということで、その管理措置を実施するに当たりましては、生産者の方、あるいは消費者の方、食品事業者の方、こういった方々に対して情報提供、意見交換、こういったいわゆるリスクコミュニケーションを行いながら、リスク管理を実施していくというのが、今の食品安全行政の体制になっております。

(スライド2)

BSEについて、まず世界のBSEの発生件数の推移をちょっと見てみたいと思います。ご存じのことだと思いますが、BSEの震源地はイギリスにありまして、イギリスにおいて1980年代から発生をしているわけですが、イギリスにおいて一番ピークであったころ、1992年のあたりでは、イギリスだけで3万7千頭、これはスケールが1,900になってますから、ちょっと上までいっておりません、書き切れないんですが、3万7千頭という大変な発生を見ていたというところでした、そのあとイギリスである、あるいはその隣りの地であるEUの国々なども管理措置、飼料規制であるとか、サーベイランスを行うとか、そういった管理措置を実施することによって、その発生はどんどん減少してきているという状況でした、イギリスにおいても、2000年に入って激減してきている。EUも同じような状況という、発生頭数で見ても激減しているというところですよ。

(スライド3)

数字についてちょっと具体的に見てみたいと思います。ここでお手元の資料の訂正をお願いしたいと思います。合計の数字が間違っております。こちらの数字が正しい数字になります。若干数字が違っているのにお気づきかと思いますが、ちょっと読み上げます。2001年が2,173、2002年が2,154、2003年が1,368、2004年が875、2005年が558、2006年が324。大変失礼いたしました。おわびをして訂正させていただきたいと思います。

いずれにしても、世界のBSE発生件数は一番ピークのころから比べると、本当に激減してきていて、今年の現時点ですが、この現時点というのは、OIE、国際獣疫事務局、獣医の関係の国際的な組織ですけども、ここに各加盟国が報告をした11月12日現在の数

字ですけれども、全体で 80、今年はどのくらいいくかまだわかりませんが、去年でも 300 頭というところでした、イギリスにおいては、あれほど多かったですけれども、現在では 49 頭、去年 1 年間でも 110 頭という状況になっております。

(スライド 4)

日本におけるこの B S E の対策なんですけど、先ほど言いましたように、リスク評価に基づきましてリスクコミュニケーションを行いながら、管理措置を農林水産省、厚生労働省で実施をしているわけですが、これは法律に位置付けてその対策を実施しております。その法律が「牛海綿状脳症対策特別措置法」。これは平成 14 年 6 月 14 日、先ほどの吉川先生のスライドはすべて西暦になっていましたので、こちらは元号で書いてありますが、2002 年の 6 月 14 日に制定されました。この法律の目的は、B S E の発生予防・まん延防止で、これを行うことによって、まずは安全な牛肉を安定的に供給し、国民の皆さんの健康保護が目的で、あとは産業ですね、酪農、牛肉生産、こういったものの健全な発展、これを目的にこの特別措置法に基づいて管理措置を行っております。

(スライド 5)

管理措置の柱ですけれども、4 本挙げてみました。まずは、このまん延を防止するための今一番有効な措置というふうに考えられます、いわゆる飼料規制、飼料原料の給与規制。牛に対して牛の肉骨粉、B S E の原因の可能性が高いといわれている牛の肉骨粉等、そういった原因が口に入らないようにという飼料規制。

それから死亡牛の届け出と B S E の検査。これは死亡牛というのは、これまでいろいろな国、それから日本の中でもいろいろ検査をしていく上で、死亡牛については B S E の感染のリスクが高いということがだんだん分かってまいりましたために、とにかく死亡牛についてちゃんとつかまえる。そして検査を行って、日本の中で B S E がどのくらい侵入しているのだろうか、そういったことをきちんと検査して把握していく。これが 2 本目の柱。

3 番目の柱が、と畜場における B S E の検査。

そして 4 点目として、牛に関する情報の記録。これは牛の個体識別を行うことによって情報を管理して、例えば B S E 感染牛が発生したときに、その牛が一体どこから来た牛で、どんな牛たちと一緒に暮らしていたか、あるいは親子とか兄弟とか、そういった関係にあるものがどんな所にいるだろうかということを迅速に把握するために、個体の情報を管理

するということが非常に重要ですので、こういったものを柱にして対策を取っております。

(スライド6)

飼料規制について定義をちょっと振り返ります。まずは1996年になりますが、行政指導によって、牛などの反すう動物の肉骨粉などを、反すう動物に給与することを禁止。これは行政指導です。

その後、2001年の9月にわが国で第1例目のBSEが発見され、確認されたために、飼料規制をし、これを法律に位置付け、ここまでは行政指導ですが、法律に位置付けて、飼料としての肉骨粉等について、まずは輸入を禁止する。それから国内においては、流通、使用、こういったものを禁止していくということで、飼料安全法の法律に基づいて実施をするというかたちで実施してきております。

その後13年11月以降、BSEの感染度リスクを高めない範囲で、この利用について食品安全委員会にもよくご意見を聞きながら、徐々に解禁をしてきており、使用を再開してきております。豚、チキンミール、魚粉、豚肉骨粉を豚に与えるといったことについては、管理措置をしっかりとした上で、それからリスク評価をしていただいた上で、きちんと守った上で、再開をしているという状況でございます。

17年、2005年の8月には、先ほど吉川先生のスライドにありました答申に向けて、輸入飼料については原材料の届け出、それからその流通を担う方たちの届け出の義務、しっかり飼料の原材料がきちんとコントロールされているということを担保するための措置を実施してきております。

(スライド7)

飼料工場においては、一番交差汚染というのがBSE発生を防止するために重要になってくるために、豚の肉骨粉を使うような、豚・鶏用の飼料を作る工場、それから反すう動物の飼料を作る工場、ここにおいてはしっかりと飼料工場の中で分離をしていくということをやってきておりますが、この平成17年4月時点で、家畜用の飼料工場137工場についてはすべて分離、とにかく反すう動物でない動物の飼料が、反すう動物用の飼料の混ざらないように完全に分離するというかたちで、分離のしかたは専用の工場を造る、あるいは専用のラインをつくって、行き来がないように分離をするというかたちで実施してきております。

(スライド8)

例えば例を挙げますと、同じ施設の中のラインで、牛用の飼料と豚用の飼料と両方を作っているような場合は、とにかく原料タンクをこの段階から混ざらないように、完全にここを分離して、分離していることを条件に、豚肉骨粉は触ってもいいですよというかたちで、ここの行き来がないようにするというかたちで、飼料の交差汚染防止対策を取っております。

(スライド9)

飼料規制を簡単に図にまとめるとこうなります。牛の肉骨粉については、とにかく牛も豚も鶏も使わない。それから豚と鶏の1個1個については、先ほどのように分離するとか、そういった専用工場を造るとか、そういうかたちで交差汚染の防止対策を取った上で、豚と鶏を扱える状況に現在なっております。

規制上はそうなっているんですけども、その実効性を確保するための取り組みというところで行っているのが、まずは輸入飼料の規制の徹底、使用原料の原材料を届け出るとか、それから流通業者については流通業者を届け出るとか、そして農家においても、規制を徹底するために、飼料が適切に与えられていることを徹底する。あるいは飼料工場、こういった所では国は都道府県、国の中には地方の農政局であるとか、あるいは独立法人だとか、そういった機関も入りますが、国や都道府県が実際に立ち入り検査、このあらゆる段階において立ち入り検査、あるいはサンプルを採取してそれを分析するというかたちを取りながら、この実効性の確保に努めております。

(スライド11)

もう一つの柱であった死亡牛届け出と検査についてですが、これはまず96年にはサーベイランスとして、養畜を対象とした検査を開始していましたが、2001年のBSE発生を受けてサーベイランスを拡大、あるいはと畜牛の全頭検査を開始するというのが2003年。

(スライド12)

そしてこの後、先ほど言ったようにリスクが高いと考えられる死亡牛については、2003年の24カ月齢以上の死亡牛について、すべて届け出をします。これは死んだら、とにかくどこで死んだのかということをきちんと届け出て、それについては検査をするという体制

を取り、これが完全に全都道府県で整ったのが、次の年の 2004 年の 4 月です。農場サーベイランスの対象は、24 カ月以上の死亡牛だということになっております。

(スライド 13)

実際の実績ですけれども、先ほど言いましたとおり、2003 年に体制をつくり始めて、それから完全に整った 2004 年からは、大体 9 万 5,000 頭レベルの水準で毎年検査を行ってきています。その中で見つかった陽性牛は全部で 12 頭、日本では今、現在 33 頭の B S E 牛が見つかっておりますが、そのうちの 12 頭は、この死亡牛検査によって見つかっております。

(スライド 14)

そしてもう一つ、トレーサビリティについてなんですけれども、トレーサビリティについても、この制度の目的は B S E のまん延防止のために、発生したときに迅速かつ的確に関連牛、関連牛というのは、先ほど言った同居していた牛、あるいは親とかきょうだいとか、そういった牛ですが、を特定して所在を把握する。それからもう一つあるのは、その流通段階なんですけれども、消費者の方々がスーパーマーケットなんかでお肉のパックを實際手に取ったときに、その牛肉は一体どこから来たのだろうかということが把握できるように、流通段階においてもトレーサビリティシステムを構築しております。これによって、国産牛肉に対する信頼を確保しているということで、これがトレーサビリティの目的です。

(スライド 15)

生産段階は 2003 年 12 月から義務化されております。生産段階というのは、出生からと殺までの段階です。ここまでの間、とにかく 1 頭ごとに牛に耳標を付けて番号で管理する。その番号ごとに必要なデータ、例えば生年月日であるとかそういったデータ、あるいは異動のデータ、どこからどこ、生まれた所はどこで、その次にどこに異動した、そういった異動のデータ、こういったものをデータベース、これは福島にあります独立法人家畜改良センターという所ですが、ここにあるデータベースに入力することによって、この牛の個体ごとの情報をきちんと管理をして。

(スライド 16)

そして次の16年、2004年の12月の段階では、今度はそれが流通段階までこれを広げまして、と殺以降の精肉になったところまで、ここまでこの個体番号から移動の報告、取引の記録とか、こういったことを行い、流通段階のトレーサビリティシステムを構築しております。

(スライド17)

データベースに入っている情報なんですけども、これは個体識別、まずは個体の情報が耳標に付いています個体識別番号、これによって出生の年月日、あるいは種類、こういった個体の情報、それからもう一つは管理者の情報。この管理者の情報というのは、ただ生まれた所の農場の農家さんだけではなくて、そのあとの例えば次の飼育させる農場に移った場合には、その農業の管理者、こういった方々もすべてその施設、住所、どこにあるかといったことが把握できるように、そのデータを入力して管理をしています。

そして最後にと殺された時、あるいは病気で死んだ場合もそうなんですけども、そういった死亡した時、と殺された時の年月日、そしてその場所はどこであったか、そういったことを情報としてきちんと管理をして、先ほどの家畜改良センターのデータベースの中で管理をして、もし何かあったときには迅速に個体までさかのぼれる、あるいは関連した牛がどこにいたかということがすぐわかるようにという、トレーサビリティ体制を構築しております。

(スライド18)

先ほどの流通の段階で、これをどういうふうにご利用するかということなんですけども、まずインターネットでこの個体の情報にアクセスすることができます。あるいは携帯電話からもアクセスが可能になっております。

(スライド19)

ですから、例えばスーパーマーケットでお肉のパックを見て、その肉が一体どの牛だったのかということがすぐわかるようにですね、まずは個体識別番号がこのラベルに表示されているわけなんですけども、この番号を見ることによって、まずはその牛がどこでいつ生まれたかというのがこれでわかるようになって、そしてそのあとどこに移動したのか、移動先もわかるようになっていて、最後に処理されたのはどこであるかというようなことすべ

てがわかる。このスライドはちょっと字が小さいので、お手元の資料を見ていただければと思いますが、そういったことがわかるようになって、

(スライド20)

店頭で肉のパックを手にとったときに、それがわかるという状況になっております。お店によってはですね、パックにして売らないで、量り売りという、小さいお店ではそういったことをやっている所もありますが、その場合には、例えば店頭で「きょう売っているお肉の番号は何番です」ということを表示して、その情報を提供するというようなかたちでやっている場合もあります。

(スライド21)

もう一つは、すき焼きだとか焼肉だとか、そういった牛肉を使用したお店においても、同じように情報提供のためにですね、「きょう使用している牛肉は何番の牛の牛肉です」、例えばカルビは「きょうのカルビは何番の牛です」というようなことがお店で表示をされており、この番号にアクセスすると、先ほどのインターネット経由で、この番号からいろんな情報、どこで生まれたか、どこ産の牛なのかといったことがわかるという状況になっております。

わたしのほうからは以上です。どうもありがとうございました。

○吉川専門官 ありがとうございました。続きまして、厚生労働省加地課長より「我が国におけるBSEに関する管理措置（と畜場・食肉処理関係）」について説明いたします。よろしく申し上げます。

○加地： どうも皆さまこんにちは。厚生労働省の加地でございます。それではわたしのほうからは、BSEの国内対策で、と畜場での対策ということを中心にお話をさせていただきたいと思いますが。

(スライド2)

まず最初に、ちょっと変なスライドをお見せしなければならないことになっておりまして、実は8月31日付けで、私どもの部長と課長通知を全国の自治体にお送りしまして、20

1カ月以下の牛についてのBSE検査にかかわる国庫補助については、平成17年8月1日から3年間の、言ってみれば猶予期間といいますか、期限付きで補助をしてきましたよということを改めて全国の方々にご理解していただけるようにということで、通知を出したということでありましたけれども、20カ月以下のBSE検査はすでに省令が変わっておりまして、現在、この検査は自主的に自治体が行っているものですよ、あくまでも自治体に委ねられて実施しているものですよということ、もう一度リマインドしました。

ただ、来年の7月31日をもって、この国庫補助が終わった場合に、自治体の中でやめる自治体、それから続ける自治体、そういう所があると消費者の方々も、検査を続ける所があれば、これはまだ不安なんだなというふうに思われる、あるいは流通も、検査したものと検査しないものが混じってくると、いわゆるマーケットが混乱してくるということが懸念されまして、それについての懸念を表明させていただいて、とにかく今後はできるだけ、来年の7月31日までの間にですね、実は平成16年に検査月齢の見直しの際にも、全国55カ所以上でこういうリスクミをやって、各自治体、各県を全部を回ったわけですが、最初に吉川先生がおっしゃったように、もう忘れたのかなということもありまして、来年の7月に向けて、リスクコミュニケーションを十分にやってくださいということを、私どももやります、自治体の方々にもやってくださいということを申し上げたつもりだったんですけども、一部の方々から、これは地方分権に口出しするものだ、けしからんじゃないかというようなご批判を受けまして、それを受けて総務省もちょっと心配をして、その通知を見せてほしいということで、お見せしました。そうしたら、この範囲であれば別にいいじゃないかということでしたが、こういった講習会、意見交換会等の最初に、このスライドでちゃんと説明をしておいてくださいというおしかりを受けまして、今これを最初にご説明した次第でございます。

(スライド3)

わたしどものリスク管理としての、と畜場における対策をおさらいしていきたいと思えます。平成13年9月10日に最初のBSEが発見されて、約1カ月後の10月18日から、全国のと畜場で解体される牛の全頭検査を開始しました。その理由としては、当時、牛の月齢を正確に確認することができなかった。すなわちトレーサビリティ制度がなかった。それから国内初のBSE感染牛が確認された直後で、検査をした肉と、それ以前の検査していない肉が流通することへの強い不安があった等々から、やはり当初全頭検査を始めよ

うということになったわけでございます。

(スライド4)

そして、その同日でございますけれども、と畜場では全月齢の頭部、脊髄、回腸遠位部これは言ってみればSRMですね、これらの除去をして、その焼却の義務化し、次の年の2月16日以降は、脊柱も含めて食品使用への禁止をしてきたわけです。

(スライド5)

そして2005年、平成17年8月1日からは、省令で検査対象月齢を決めることになっているわけですが、21カ月以上の牛について検査を義務化した。つまり20カ月以下の牛についての検査は、これは自主的なものです、任意のものであるということになったわけでございます。

そうはいつても、制度変更に伴い、この改正をするときに、いろいろ消費者の不安な声が出たわけで、それをまだこの時点では払拭できないということ、それから先ほど言った、生産・流通現場における混乱を回避するというので、最長3年間、平成20年7月31日までの間は、自治体が行う自主検査につきましては、国庫で全額補助を行うということがこのときに決まったわけでございます。

(スライド6)

そして現在行っていますと畜場での対策をまとめてみますと、すべての牛、これは月齢に関係なくすべての牛の特定危険部位(SRM)は除去して焼却しております。SRMというのはここに示されたものです。焼却につきましては、完全焼却ということで800度以上、それからそれに使う機械・器具等の洗浄、こういったものもきっちりと行うことになっています。

(スライド7)

これは検査でございますが、最初にELISAでスクリーニングをして、そしてウエスタンブロット、それから組織病理的な検査をして、陰性のものだけを抽出して流通させるということをやってきたわけでございます。

(スライド8)

現在、76自治体の156のと畜場で、2,566名のと畜検査員が、日夜この検査を続けているということです。

(スライド9)

現在までに直近の集計で750万頭の牛を検査してきました。今までトータルで33頭BSEの陽性牛が見つかり、そのうち、と畜場で見つかったものが20頭。最初の1頭を除くあとの12頭が死亡牛で見つかっています。

BSEの確認頭数ということで、ここは月齢別頭数を書いています。一番多いのが、やはり61から80カ月ぐらいのもので17頭。その次が80カ月以上で11頭。41から60カ月が3頭。21カ月と23カ月の牛がいたので、それが2頭ということで、全体で33頭がこれまで見つかっている。

(スライド10)

これはその33頭の牛の出生年の分布です。一番年を取ったやつが1頭、169カ月が出ております。佐賀県で見つかっておりますが。そのあとに、95年、96年に一つの山が観察されます。それから99年から2001年、2002年の1月に最後の1頭が出ている。少し出生年数には幅があり、99年から2002年までに、ご報告しましたように、二つ目の山が見えるということが、今までのデータから観察されるわけです。

(スライド11)

この図は先ほど吉川先生もお使いになった図と同じでございまして、横軸が年月日で、縦軸が牛の月齢になります。そうしますと、ここが2001年10月の18日、検査をスタートした時点ですけれども、最初の1頭、9月に見つかったものも含めて、ここに13頭が並んでおります。これはこの見つかった時点での月齢をプロットしているわけですね。ですからこれをずっと伸ばしていきますと、この牛たちが生まれた時点というのが、この95年から96年に掛けてというのがこれで見えるわけです。これが一つ目ですね。このと畜場の対策が始まったのが2001年10月からですから、これ以前はここにいたかもしれないけど、検査する前ですから、これはわかりません。

次の二つ目の大きな山がありましたが、これもプロットしますと、ちょっとここに非常

に高齢の牛がいますけれども、21カ月と23カ月がここにいるということで、これもずっと線を生まれた年月日まで引いていきますと、大体このあたり、ちょっと幅が広いんですけども、この間に収まってきます。

ここまでは今まで公表されている33頭の確認年月日とそのときの月齢をただプロットしただけでございまして、そこにえさの規制を始めた、あるいはこの基準となるスケールを入れただけでございますが、これは農水省さんのほうでも、吉川先生のほうでも、原因究明を今やっているところなので、その結果を待って、この説明といいますか、このへんははっきりしてくると思うんですが、ただ、現時点で私どもの立場から言えることは、何らかのかたちで外国からプリオンを含むえさの原材料が入って、比較的短い期間に1回目の何らかのえさの中に入ったものを食べた牛たちが、この2001年10月以降の検査で見つかって、それがぼつぼつぼつぽつぽつとこういうふうに出てきていると。恐らく、先ほどの吉川先生のお話でも、この牛たちは現時点でいけばもう10歳以上、11歳以上になっていますから、まだ生きていますけれども、死亡して見つかるかも分かりません。この辺はまだ日本国内で出てきてもおかしくない。

もう一つは、ここをよく見ていただきたいんですが、この線ですね、この間はまだ検査をする前の話ですので、もしかしたら、この牛たちと同じような時期に生まれた牛たちが、検査する前にレンダリングにあって、次の2回目の国内での曝露といいますか、原因になったかもしれない。それを食べた牛たちがこのあたりで出てくるんですね。今年も1頭死亡牛で出ておりますけれど、これはまだ年はこちらに比べると若いですから、明日、あるいは明後日、BSEの牛が出るかも分からない。ただ、その時の月齢を見て、いつ生まれたのかということが、非常に重要になってくると思います。

食品安全委員会で20ヶ月以下の牛についてリスク評価をしていただいたのがここに書いてありますが、2003年7月以降に生まれた牛たちが、この時点で20カ月になるわけですね。その牛のリスクを評価しています。それがこの平成17年8月1日からの、もうすでに義務付けがなくなった時の話です。そこから3年経過をしたところで、来年の8月1日は、2006年11月1日以前生まれの牛が検査対象になるわけです。これから国の補助がなくなるというのは、ここの部分になります。

これは余談ですが、この間のここはきれいに出てないんですね。だからこの間には何も曝露がなかったのかなということが考えられます。それから、飼料規制をしたあとにちょっとタイムラグがある。これはこの原因がこの辺の餌だとしても、もうすでにかかりの時間

が経っております。先ほどの食品安全委員会で評価を行って、この20カ月以下に約1頭未満の感染した牛がいたとしても、ほとんどそのリスクは変わらないか、ほんの少し、無視できるぐらいの範囲であるという答申がされたのは、このあたりの時期の話なんです。この2003年時点から考えますと、検査対象とならない牛が2006年11月に生まれるころは、もうだいぶ時間が経過しているわけです。日一日と経過しているわけです。

何よりも大事なのは、先ほどの農水省の飼料規制、そしてSRMの完全な焼却、これが安全確保として重要なわけで、検査を始めた当時にはこの辺にも感染した牛がいたかもしれない。しかし、われわれが行っていると畜場での検査というのは、20カ月以下、あるいはプリオンの少ない牛は検出できない。あったとしても検出できない。その安全を確保するのがSRMの焼却と飼料規制ということです。安全をつくり出すのはそちらで、それを確認するのが検査なんですけれども、この時点では残念ながら、プリオンを野球のボールに例えますと、ピッチャーの球が速くて低すぎて、バッターボックスで空振りをしていたということに例えられる。

しかし、飼料規制とSRMの焼却がずっと続けられていくと、もうピッチャーが降板して、プリオンであるボールを持ったピッチャーがいなくなるんですね。そして投げたボールが落ちてくれないにもかかわらず、バッターボックスで空振りじゃなくて今度は素振りをしているというふうに例えられるんじゃないかという状態になります。それでずっと今後も検査を続けるかどうかということになるかというふうに思います。

(スライド12)

BSE対策については、食品安全委員会が健康影響評価において、と畜場における実態調査を定期的実施すべきというような付帯決議みたいなものも付いております。

(スライド13)

それにつきましては、きっちりとSRMの管理の実態を調査しております。

(スライド14)

また、ここに示していますが、スタンニングの方法、これは牛を気絶させる方法ですね。背割りによる脊髓片の飛散防止であるとか、SRMに係るSSOP、こういった先ほどの食品安全委員会からの答申に基づく対策を私どももやってきました。

(スライド15)

現時点の最新のデータで、平成19年3月末時点において、牛を処理すると畜場が156施設ありますけれども、背割りを行っていない施設が6施設、残りの150施設については、すべて脊髓片が飛び散らないように、飛び散ったあとも高圧の洗浄水で洗うとか、そういったかたちで、汚染のないようにやっております。

(スライド16)

背割りを行っている施設の脊髓除去の状況について、133施設、施設の89パーセント、と畜頭数ベースでは97パーセントの牛が背割り前に脊髓を吸引されています。

(スライド17)

それからSSOP。これはすべての施設で作成済みで、それに基づいて処理をしています。

(スライド18)

頂いた質問にも多かったのですが、ピッシングの状態でございます。20年度中に全施設でやめるということで、今現在取り組んでいるところでございます。

(スライド19)

また、わたしどものほうで、このピッシングをやめるに当たっての機械、微弱電流を流すような、こういったものの補助についてもやっております。

(スライド20)

この表を見ていただきますと、平成19年の3月末時点で70パーセントの施設、109施設はもうすでにピッシングを中止しておりまして、残る47施設ということですが、実は先々週に電話で直近の状態を聞きますと、もうこちらは80パーセントまでいったと、あと残り20パーセントという数字になっております。

(スライド21)

それで、19年度末のピッシング実施施設中、もうすでに3施設がピッシングを中止して

まして、残る5施設が、先ほど言いました残りでございます、何とか20年度中に施設整備を終えてピッシングを中止しようという計画でございます。以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○吉川専門官 それでは、ここで10分程度休憩を設けたいと思います。意見交換は3時25分から開始いたしますので、それまでにお席のほうにお戻りいただけますよう、お願いいたします。

(3) 会場との意見交換

○吉川専門官 それでは時間がまいりましたので、これから意見交換を行います。先ほどの説明者3人に加え、農林水産省より、動物衛生課姫田課長にも登壇をしてもらっています。まず初めに参加者の皆さまから、参加申し込みの際に、事前にご質問をちょうだいしております。それにつきまして、この場で議論をするに当たって、ご不明な点等があれば先にご説明しておいたほうが良いという意味で、それぞれ担当の府省より回答いたします。まず初めに、食品安全委員会に関するご質問につきまして、ご質問内容をご紹介します、それに対するご回答について、吉川先生のほうからお願いします。

○吉川座長 一つは検査で、BSE検査の有効性と限界について、これは先ほど説明しました。進行が非常に長いので、人の病気でいうところの潜伏期に相当するのが非常に長いということと、末梢の消化管から神経を伝わってかんぬき部まで上がってこない、実際には今の検査では陽性に引っ掛からないという問題があつて、検査限界というのが、今の評価の方法論としてもあるということ。

それから感染原因という項目がありまして、日本では肉骨粉より代用乳がBSEの感染原因であることとする調査結果が公表されたこともあるけれども、事実かということですが、今農林水産省の研究費で、2年間にわたって調査を進めてきたんですけれども、先ほど説明した、日本に恐らく最初に汚染が入った可能性のある95年、96年生まれのものに関しては、いろいろなシナリオを検討した限りとしては、状況証拠的には、動物性油脂の可能性が高いという結論というか、そういう格好になっています。ただ、2回目の北海道の99年からの流行に関しては、国内曝露という視点から考えれば、必ずしも飲んだもの、食べたものを検討しても、すべてが代用乳というわけではなくて、恐らく肉骨粉も関与した可能性はあるかと。

難しいのは、オランダの牛脂だという仮説を取ったときに、じゃあそれほどの高濃度の汚染がオランダの油の中に入ったのだろうかということ、オランダの疫学のほうの結果から見ると、なかなか説明がつかないという部分があつて、今月の半ばごろには農水省のほうで細かい内容についての報告書が公表されると思いますので、単純にいえば、必要条件は満たしているけれども、十分条件にならないというような、なかなか歯切れの悪い答えしか、今までの疫学調査からは出せないということになるかと思えます。

それから、SRMの定義に関する研究と新たな視点についてということですが、先ほどちょっと言いましたけれども、国際的にはSRMには見られていませんけれども、日本が末梢神経に、生牛でかなり脳の中でたまったあと、末梢神経にも陽性になるということを見つけて、実際にイギリスが日本のデータに対して興味を持って、イギリスで行われた材料を日本に渡して、ブラインドテストで、情報なしで日本で分析して確認したという格好で、国際的にも、いったん脳にいったら、そのあとは末梢神経のほうまで下りていくということは、大体血液になりつつ、実際にはそのレベルまでいく牛では、十分に今の検査では引っ掛かりますから、陽性牛として実際には焼却処分されたということになるかと思います。

それから、プリオン専門調査会のメンバーの人たちはどうなるかと、これは事務局で。

○吉川専門官 これは食品安全委員会事務局の方からお話しさせていただきますので、マイクの方をお願いいたします。

○食品安全委員会事務局：プリオン専門調査会のメンバーの人選の経過についてご質問がございました。18年4月にプリオン専門調査会の改選が行われましたが、専門委員としてふさわしい学識・経験を有しまして、中立公正な立場から科学的な議論を尽くしていただけたという候補者のリストアップをするとともに、専門委員ご本人の意向も踏まえまして、食品安全委員会の委員の先生方とも相談をして人選を進め、さらに内閣府の手続きを経まして、最終的には食品安全担当大臣のご了解を得て、総理大臣によって任命が行われたというところでございます。

その際には、内閣府の全体の方針がございまして、府省の出身者は原則として専門委員に選任しない、また70歳以上の者は原則として選任しない。女性委員の割合を30パーセント達成するように努める。また、リスク管理機関に設置された審議会等の委員の兼職を避けるといった一般的な原則にも配慮して、改選が行われたものでございます。以上です。

○吉川専門官 それでは続きまして、農林水産省から回答をお願いいたします。

○姫田課長 動物衛生課長の姫田でございます。農林水産省のほうに寄せられたご意見ということで、飼料を外国にゆだね輸入している中で、牛骨粉の混入などの安全管理をい

かに行っているのかということ、輸入飼料のトレーサビリティの現状についてということでございます。

飼料輸入は先ほどもご説明いたしましたように、まず飼料原料そのものというのは、ほとんどがトウモロコシとか小麦とかでございますので、これはいわゆるBSEとか、もちろんアフラトキシンとかもありますけど、基本的にはBSEには関連いたさないで、特に問題はないかと考えております。

それから牛骨粉の混入等ということについてはですね、要するに基本的に牛の肉骨粉、あるいは基本的に肉骨粉の輸入禁止、それらを水際でやっているということ、それといわゆるほかの魚粉とかチキンミールとかについては、輸入は可能ですが、それらについては届け出制になっているということ、それからそれぞれの配合飼料工場、そして途中の卸売業者、それらについては記帳義務がございまして、それはBSE発生当時は2年間だったんですけれども、現在8年間に改正されてございまして、そういう意味では、過去にさかのぼってデータがわかるようになるということで、そういう意味でのトレーサビリティというのはできております。

トレーサビリティというのは、本来、いわゆる先ほどの10けたの番号でパッとわかるということじゃなくて、もし何か事件があった場合に、事故があった場合に、過去にさかのぼれるかということが基本で、そういう8年間の記帳ができていくということで、トレーサビリティまで確保できているということでございます。

それから一番大きな、先ほどもご説明いたしましたように、牛と豚や鶏の餌は飼料配合工場で完全に分離されているということで、交差汚染が排除されているというところでございます。

それから牛解体の副産物、特に蒸製骨粉は従来から不可欠な肥料として利用しているが、使用禁止になり、それ以降は国産品が使用可能になったけれども、輸入は禁止のままで、不足になっているというようなことを書いてございます。これについては、やはり国産品については加熱条件とか、そういう意味で確保できるということで、使用可能にしてるわけです。要するに800度以上の加熱ということが確認されるものについて可能になっているわけなんですけど、やはり輸入品については、リスク評価というよりはリスク管理上の問題として、われわれがどこまでリスク管理できるかという問題がございまして、現在のところは、輸入を止めたままの状態になっているということでございます。やはりわれわれとしても、リスク管理がしっかりできる状況でないと、なかなか輸入を解禁するとい

うことにはつながらないかと考えております。

それからBSEの発生原因、例えば先ほど吉川先生にもお答えいただいたように、基本的には、このあとわたしども、感染経路を、吉川先生にも入っていただいて、取りまとめているところがございます。基本的に、じゃあ特定をしないといけないかという、もちろん特定できればいいわけなんですけれども、世界各国でなかなか特定できていない、ほとんどの国で特定できていないということ、それとやはりデータの的にも過去のものであるということ、それから残念ながら、平成13年10月までは記帳義務トレーサビリティが2年間しかなかったということもございますので、最後にどれと言うことは難しいかと思っております。

ただ、幾つかの論点に絞っていただいているので、その論点に絞るということは、それはわたしどもの今の飼料規制、これが的確に行われているかということになります。要するに、今の飼料規制の中で、いわゆるBSEの発生原因が幾つか絞られた中で、ちゃんと遮断されているかどうかということが分かれば、それでリスク管理というのはできるわけなので、要するに犯人を見つけるということではなくて、食品の安全を確保するということであれば、飼料規制をしっかりとやれているかということを確認するという意味で、感染経路の究明というのを幾つかに絞っていただけるだけで、十分足りるのではないかと、初期の目的は達成できると考えているところがございます。

それから、20カ月以上の牛肉に検査済みの表示が行われれば、飼育期間の延長が危惧されるというようなことで、基本的には20カ月以上の検査済み表示というのは、検査済みですよという表示については、わたしどもからは、されることについては何ら申し上げることはありませんが、検査済みだから安全ですということになりますと、優良誤認ということになりますので、そこは慎んでいただかないといけないと考えております。

ただ、いずれにしても、先ほどから厚労省からもお話があったように、検査済みでも検査済みでなくても、安全性に変わりはないわけなので、そこはしっかりと、こういうリスクコミュニケーション等を踏まえてやっていくということで、ましてや現在環境問題がある中、あるいは飼料が高騰している中ですね、そういうことのためだけに飼育期間の延長というのはナンセンスだろうと、わたしどもは思っているところがございます。

それからOIEについて、日本はどのカテゴリーに入っているのか、カテゴリー評価を受けるための申請をしていないのであれば、その理由はということで、おっしゃるとおり、カテゴリー評価を受けるための申請はしておりません。現在はやはり国内の対策、特にピッ

シング等の対策をしっかりとやっていくということが、わたしどもは先決ではないかと考えているところでございます。やはり国内の対策をしっかりとやっていって、それでカテゴリー評価を受けていくことが重要かと考えている次第でございます。簡単ではございますが、以上です。

○吉川専門官 続きまして、厚生労働省からお願いいたします。

○加地課長 厚生労働省関係でございますが、まず検査の関係で、EU、アメリカの検査対象月齢との整合性は、国内とどの程度取れているのかと、日本だけが特別なのはどう考えてもおかしいという質問といたしますか、ご意見をいただきました。

EUは、健康牛であれば30カ月以上の牛について検査を行っています。アメリカにつきましては、健康牛であればBSEの検査は行っていません。ただ、アメリカについても30ヶ月以上でSRMの除去というものは行っています。今現在全頭検査をやっているのは、世界広しといえども日本だけでございますし、20カ月に線引きをしているのも日本だけということだと思います。その理由といたしましては、21カ月、23カ月という、比較的若い30カ月前の牛から感染が見つかった。これについてはプリオンの量が非常に少なかったというような話で、研究においていわゆる伝達性が証明されていないというような、その後の知見が出てきておりますけれども、現在20カ月というところで線を引いているのは日本だけということでございます。

それからSRMの関係で、牛タンは除去対象だが、安全なのかというお話で、ちょっとこれはよくわからなかったんですが、牛タンはリンパ節・扁桃をきっちりと除去するという条件で、SRMには入っておりません。ただ、もう一度繰り返しますが、リンパ節・扁桃をきっちりと取るということは、これはすべての月齢の牛に適用されています。

ピッシングの中止につきましては、ご意見が幾つかありまして、早急にやってほしいということで、先ほどご説明したとおり、わたしどももできるだけ早く各自治体の方にピッシングをやめるようにということで、要請をしています。ただ、やはりと殺をやりながら改築するというようなこと、あと予算面の部分がどうしてもありますので、とにかく21年の3月末までにはすべての施設でピッシングが中止になるという予定で聞いております。恐らく年末年始とかの繁忙期を避けて、作業をいったん止めなければならないという事情もあるので、いつでもできるということではないように聞いております。

それから最後の関係はリスクミについて。これは非常に難しいご質問といたしますか、誰を対象にどのエリアで何回実施して、何人の人が納得して、何人の人が不安を感じているのか実数で示してほしいということですが、ちょっと今無理でございますが、平成16年に50カ所以上でやって、17年はちょっと少なくなって10カ所か20カ所ぐらいやっております。そして18年については、BSEというより、他のをいろいろやってきました。そして今回、食品安全委員会、農水省、厚労省の3府省共催で、北海道を除く6カ所で開催し、北海道は北海道で独自に4カ所行われ、そこに食品安全委員会の先生方と厚労省、農水省の担当者が出席するというところでやってきた状況でございます。

次もリスクミの関係で、国の方針と自治体の取り組みにずれを感じている。ずれている要因を国民に説明せよ。これは安全の問題なのか、それとも地域の畜産業を守るために、それぞれの自治体が続ける等々の言い分をしているのか、そういったそれぞれの考え方の言い分を消費者に丁寧に説明してほしいと。消費者も理由がわかれば納得しやすいし、理由を聞いても、まだリスク管理が必要だと思う消費者や、自治体はまた自治体レベルで、納税者の同意を得た上で、それを行うようにすべきではないかという、非常に明確なご意見をいただいている、私も全くそのように思っております。

現時点で、先ほどもご説明させていただきましたように、平成17年8月1日からは自主検査、これは今まで知らなかったというふうに言われればそれまでですが、あくまでも20カ月以下は自治体の自主的な検査という位置付けできた状況です。今後はその検査に対する国の補助金が来年7月31日で終わり、それ以降は自治体の自主財源なのか、あるいは何らかのかたちで消費者に負担を掛けるのか、そこは今後は、今度は自治体の方々が、継続した場合に説明をしなければなりませんし、いつまでやるのかということも決めなければいけませんし、リスクアセスメントをどうするのか、安全だからやるのか、それとも消費者の要望が強いから続けるのか、その辺の説明責任が自治体のほうに移行するということになりますし、続けるに当たっても、きっちりと納税者への説明というのが必要になってくるというふうに、私も思っている次第です。

○吉川専門官 ありがとうございます。ご説明の中で不足していたような部分を中心に、幾つかのご質問に回答をさせていただきました。

その他にも、ご質問・ご意見を頂戴しておりますが、すでに先ほどの説明の中でご説明したと思われるような内容であるとか、ご意見については、本日の会場の中でいろいろ皆

さんからご発言があると思いますので、この辺については割愛させていただきたいと思
います。

そのほかにご意見の中で、米国産牛肉の件が一連のご意見・ご質問の中にも寄せられて
おりましたけれども、本日の会は、B S Eの国内対策について皆さんと意見交換をしたい
と考えておりますので、米国産牛肉の件につきましては、別の機会がございましたらご意
見を承りたいと思いますので、その点をご了承いただければと思います。

それでは会場の方から、我が国のB S Eの国内対策に関して、ご意見等があればお伺い
をしたいと思います。なお、本日のこの意見交換の進め方でございますけれども、まずご
発言されるに当たりましては、挙手をお願いいたします。私の方で指名をさせていただき
ましたら、係の者がマイクをお持ちいたします。ご発言に先立ちまして、お名前と、差し
支えがなければ、ご所属をお知らせいただければと思います。もしちょっとご所属はとい
うことであれば、どのようなお立場かということをお知らせいただければ、参考になるか
と思います。

今日は会場にたくさんの方がいらっしゃってしまして、たぶんご発言されたい方もたく
さんいらっしゃるかと思っておりますので、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと思
いますので、1回のご発言は2分以内をお願いいたします。1分40秒を経過いたしましたら、
ベルを1回鳴らします。そうしましたら質問をまとめてください。2分経ちましたら、2
回ベルを鳴らします。それで質問を終了し、マイクの方を戻していただきますよう、お願
いいたします。

それから、幾つかご意見・ご質問をお聞きし、ある程度カテゴリーが分類できるようで
したらまとめて壇上のほうにコメント、回答を求めていきたいというふうに考えておりま
す。

それではご発言される方、挙手をお願いいたします。

〇〇〇 ありがとうございます。〇〇の〇〇と申します。吉川座長と厚労省の方にお伺
いしたいと思うんですけど、一つはこのB S E対策としまして、SRMの除去をするとい
うことと同時に、やはり検査をすべて行うということが、今後も重要ではないかというふ
うに思っているのですが、きょうのお話を伺いまして、20カ月齢以下というふうにな
された根拠についてですね、諮問があったからということかもしれませんけども、なぜこの
20カ月でということ線引きをされるのか、これについての今日ご説明があったんですが、

ここが非常にまた疑問が残るところです。

今日のお話を伺いまして、状況証拠がまだ世に出てないだとか、あるいは感染性が低いと思われると、そういうお話でしたけれども、BSEの原因そのものは、今日の話にもありましたように、まだ何が原因かということも分かっていないわけですね。ですから若齢牛における感染性の問題、それから伝達の仕組み、これはやはり今後も研究する必要があるんじゃないかと。これは答申の29ページの今後の課題ということでも、専門調査会の委員の方々がおっしゃっているわけですから、これをやはり今後も追及するということが重要だと思います。

それからもう1点、厚労省さんの方で、通知についてのご説明がありましたけれども、昨日も北海道の方で検査を続けると言われておりますけれども、これはそういったことを縛るものではないわけですね。その性格についてお伺いしたいと思います。

○吉川専門官 他に何人かご意見をまとめてお聞きしたいと思います。

〇〇〇 ありがとうございます。〇〇の〇〇と申しますけれども、わたしは20カ月齢以下の検査についても原則すべきという立場ではありますけれど、それはそれとしまして質問させていただきますけれども、先ほどの話にありましたとおり、厚生労働省とのずれが各自治体の中で混乱を招いていると思うのですが、現時点で各自治体の検査の継続についてのどのような動向になっているか、検査を続ける自治体がどのくらいあるのか、その辺の状況について把握されていたら、教えていただきたいと思います。

それからこれは確認ですけれども、各自治体の中で検査を続けていった場合に、例えば何々県の牛肉は全頭検査をしていますという表示をするということについては、全く問題ないというふうな理解でよろしいかどうかということ、重ねてお聞きしたいと思います。。

○吉川専門官 ほかにご意見・ご質問を受けたいと思います。

〇〇〇 〇〇の〇〇と申します。来年7月末以降の国の検査体制というのは、全頭検査体制はなくなるということをおっしゃったわけなんではないでしょうか。20カ月以下についてのご説明でしたけれども、それ以外の年数の牛はどうなるのかということなんですね。それはモニタリングというふうな言葉も出ましたけれども、全頭検査。20カ月以下は除いたにし

でもですね、それはもうやらない、モニタリングになるということなんでしょうか。もしそうだとしたら、それについては大変に強い懸念を持っています。

私は全頭検査は 20 カ月以下も含めて、BSEの発生原因がわからない究明段階である以上、科学的に対応するというのであれば、このスクリーニングというかたちでの全頭検査のデータが、今後においても非常に重要になると思います。モニタリングであれば、適当にやっていくということになりますので、私はやはり全頭検査体制を来年以降も取り続けていくということの今回の説明は非常に不十分で、納得できないということなのです。

もう 1 点は、農水省の説明資料 15 ページにあった生産段階でのチェックのところですが、出生のところに輸入というのが書かれておりました。これは生体輸入牛のことを指すのでしょうか。もしそうだとすれば、生体輸入される牛の経歴、由来、どんなものを食べてきたかというようなことも含めて、生体輸入牛として日本に入ってきている牛の BSE のチェック体制というのは、全く国内と同一に行われている国からのみに限定されているものなのかどうか、そのことについて、頭数とか国とか、内容についてご説明いただきたいと思っています。

○吉川専門官 それではあともうお一方ぐらいから受けたいと思います。

□□□ □□の○○と申します。ご説明ありがとうございました。吉川先生と農水省さんに一つ質問をさせていただきたいんですが、96 年に完全な飼料規制を始めた英国でも、いまだに BSE が出ていることについて、どのようにお考えなんでしょうか。

それから 2 点目ですけれども、つい先ごろ吉川先生が携わっていらっしゃる研究班で、動物性油脂の由来の可能性が否定できないというような報道がありました。まあ、正式な報告にはなっていないですけれども、動物性油脂の由来である可能性があるということであれば、飼料規制についてやはり見直しといいますか、評価ということも考えないといけないと思うんですが、現時点で特定動物性油脂で 0.02 パーセント以下という基準にしたということなんですけれども、常々わたしが申し上げている、輸入の配合飼料のチェックについて、今までは動物の骨粉がないかどうかというチェックはされていると思うんですけれども、動物性油脂由来である可能性もあるということであれば、そのあたりのことも考えて、輸入配合飼料による感染の可能性について評価し直さなければいけないんじゃないかというふうに思います。

そういったことを考えると、飼料の規制ができてから、確かに飼料の規制はやっていますので、それなりにリスクは下がっているとは思いますが、やはりそこに完全を期すことはできない。吉川先生が評価されたように、三つの管理ですね。飼料の規制、BSEの検査、SRMの除去で相補って、安全が確保されているということは今もって変わっていないと思いますので、慎重を期した全頭検査を続けていただきたいということです。というか、全頭検査自体はもう自治体の自主検査になっておりますので、国が責任を持って、当面の間は国庫補助をお願いしたいと思います。

○吉川専門官 ではもうお一方からご意見をいただいて、一旦質問等をまとめたいと思います。

○□□ □□の〇〇と申します。今、米国産のことは質問しちゃいけないというふうにおっしゃいましたけれども、日本は20カ月以下の牛の検査の補助をしないということであれば、関連があると思うのでお聞きしたいんですけども。

これだけ厚生労働省の方もどういうふうに発生したかということを詳しく書いてらっしゃるにもかかわらず、アメリカではまだ牛の肉骨粉を与えてもいいということにしてるし、トレーサビリティもちゃんと確立されていないし、BSEの検査もやっていないのにもかかわらず、なぜ米国産の牛肉は20カ月以下はフリーパスになったんでしょうか。その理由をはっきり教えていただきたいと思います。国内のことをこれだけやってらっしゃるということであれば、これは全く矛盾していると思います。この米国産牛肉の輸入に関しては、非常に消費者として疑問を持っています。

あと、全頭検査については、やはり全然原因が分かっていない以上は、継続していただきたいと思います。

○吉川専門官 幾つかご意見・ご質問が出てまいりましたので、まとめて進めていきたいと思います。一つは20カ月以下の牛の検査について、国庫補助が来年からなくなるということに関して、それはなぜ20カ月以下というところで線引きをされているのかということと、それから自治体がこのままそれぞれの中でおやりになるというような説明の中で、通知の効力、縛りといったようなものは、どのくらいあるのかといったことと、それから各自治体の動向がどういったような状況であるのかということですね。そのほかに、まず

20 カ月以上といった検査対象、これらに関するほかのご意見・ご質問というのはございますでしょうか。

〇〇〇 これは要望なので、質問ということではないのですが、例えば…。

〇吉川専門官 お名前を。

〇〇〇 〇〇と申します。例えば今挙げた不安というのは、副産物の扱いのコードですとか、例えば日本の場合だと、かなり代用乳も植物性になってます。アメリカの代用乳は動物性だったりするんですが、各国のコードをもうちょっとオープンにしていきたいなというようなことです。

それと農水省あたりが、カナダなんかでレンダリングするかと思いますが、例えば日本のコードに合うのかどうかとか、もうちょっとオープンにしていただけたらなど、常々思っています。よろしくお願いします。

〇吉川専門官 各国のコードというのはO I Eのことでしょうか。

〇〇〇 例えばレンダリングするんだったら完全分離してOKしているのかとか、例えば動物性油脂のコードも、不溶性不純物質のコードも全然違うので、EUで0.15で、日本の場合だと0.02だと、そういうのがもうちょっとオープンにわかれば、もうちょっと免疫も取れるのかなというのを常に思っていますので、よろしくお願いします。

〇吉川専門官 ではまず20カ月以下でなぜそこで線引きをしているのか、それから通知の位置付け、自治体の動向、それから20カ月を超える牛の取り扱いというはどのようになるのか、それとあと、検査の表示ということに関するということについて、厚生労働省のほうからまとめてコメントをお願いしたいと思います。

〇加地課長 最初のは、20カ月以下をやめるかやめないかというのが、先ほどのご質問だったと思うんですけど、おっしゃるように、わたしどもが諮問したので、食品安全委員会はそれについて議論し、答申をいただいたということでございます。

先ほど私も説明しましたがけれども、21カ月、23カ月の牛でBSEが出ました。それをどうするのかという議論において、30カ月以下の検査をやめるということでもいいではないか、あるいはそうなった場合には、21カ月、23カ月はどうするのか。当時はその21カ月、23カ月のBSE感染牛についてのいわゆる感染性といいますか、それがまたどのようなリスクを持っているかというようなことがはっきりしなかった。

そういう中で、わたしどもの判断として、そこはもっと慎重に21、23ヶ月のデータといえますか、それに関する研究結果を見た上で次のステップにしよう、取りあえず20カ月以下でしようというのが、行政的な判断としての経緯でございますが、そもそも全頭検査を決める前に、30カ月未満は検査をしないということも考えておりました。これはOIEの基準にのっとなって、世界的なスタンダードにのっとなってやろうということだったのですが、その考えを打ち出したところ、全頭検査をしてほしい、また逆に全頭検査をすることによって食の不安を払拭しようという、これはある程度科学を上回るそのときの政治判断だというふうに思いますが、全頭検査に至った経緯はいろいろな本であるとか、新聞等でもお読みになられたと思います。そういう経緯であったということでございます。

それから先ほどの通知の性格でございますが、これは確認のためのご質問だと思いますが、自治体が検査を継続することを縛るものではございません。

それから検査実施の表示をした場合どうなのか。先ほど姫田課長が申し上げたように、検査をしていますという事実をただ書くということについて規制されるものではないと思います。しかしそこで、「だからより安全なんですよ」ということになると、優良誤認のおそれが出てくるということでございます。

それから20カ月以下の検査については国庫補助はやめますといったことの逆で、21カ月以上はどうなんですかというご質問ですが、これについては、21カ月以上の全頭検査は継続いたします。

○吉川専門官 以上で大体20ヶ月における検査の線引きなり、通知の位置づけといった検査の関係でコメントいたしました。何か補足でご意見・ご質問がありますか。

○□□ 質問に対して全然答えてないんですが。イギリスで完全な飼料規制の下で…。

○吉川専門官 それはまた後ほど、まとめて回答していきます。少しずつまとめて進め

ていったほうが、皆さんの疑問がわかりやすいと思いますので。

〇〇〇 〇〇です。先ほど吉川座長にお伺いした件で、科学的に見てこの20カ月齢という線引きについてのご意見を、ぜひご本人の口からお伺いしたいと思います。

〇吉川専門官 それでは吉川先生のほうから、月齢20カ月ということについてですが、その評価の考え方について。

〇吉川座長 お答えしたいと思います。経緯に関しては、今厚生労働省のほうから説明があったので、あのときの審議内容としては、諮問された内容について議論をしましたが、わたし自身、感染症という、BSEもやっぱり感染症なわけで、感染症というのは、基本的には対策が遅れば、拡大してリスクは上がっていくわけで、それに応じて管理措置というものをきつくしていかないと対応できません。ちゃんとした対応が取れば、当然流行というものは収まっていくわけで、それに応じて管理対応を緩めたとしても、そこに発生するリスクというのは特に変わらないというのが基本的な考えです。

行政対応というのは、どうしても変動するリスクに応じて細かに変えていけないので、あるレベルのところでは対応を取ると、しばらくリスクが変動したとしても、その基準で動くということになりますけれども、最初の農水省のレポートに出たように、ヨーロッパに関しては、それまで取っていた対策の有効性というのは、かなり現実の問題として読めるレベルまで来て、例えばイギリスでいうならば、30カ月以上、96年から2001年まで450万頭近くやり続けてきたものを2005年にやめて、検査で陰性であれば食べてもいいのではないかと基準を変えましたし、EUについても、イギリスの規制緩和を了承して、イギリスであれば30カ月以上、96年よりも後に生まれた牛という条件が付きますけれども、輸入してかまわないというような対応をしてきているわけです。

あのときの諮問については、20カ月以下ということの評価しろということで、20カ月の牛が当時の管理状況で、確率的にどのくらいと畜場に来るだろうかということと、その牛が実際にと畜されたときに、もしミスでSRMが付くとすれば、どのくらいのリスクを持つだろうかということ、あそこで説明したように、議論したわけです。

わたしはそういう点で言えばですね、一番科学的というならば、2002年以降の管理が確実であるということが読めれば、20カ月とか30カ月という議論は、決して科学的であると

思っていません。ヨーロッパがやったように、例えばイギリスであれば96年という線を引いて、それより前に生まれた高リスクの牛か、それより後に生まれた牛か、そういうものの考え方のほうが科学的で、未来永劫20カ月以下か20カ月以上かという議論は、哲学論争としてはいいかもしれませんが、あまり科学的であるとは思っていません。

そういう点で言うと、先ほど最初に言いましたけれども、2003年の時点でわれわれがかなり厳しいというか、悪いシナリオのほうで考えた時点で、恐らく1頭いるかないかだろうと。そのときの感染というものは、回腸遠位間から神経節までは大人と同じぐらいあるかもしれませんが、脳脊髄に関しては500分の1以下ぐらいのものであろうというふうに考えています。当時の厚労省のデータで、脊髄の取り切れない確率というのが、片方で5パーセントというのが出ています。それが洗った後もまだ残るという確率はほとんどゼロに近いけれども、10分の1、20回に1回というのが最大の危険率で、単純に言うなら、1年間に1頭来るものが、万一洗い損なったというのが5パーセントという高い確率であったとしても、実際にヒットするのは20年に1頭というレベルであらうというのが、わたしのそのときの考えです。

それから2年半たって、後に生まれた牛は恐らく、たぶんそういうふうに言うならば、と畜場で今検査している牛で、本当に感染をしてくる牛というのは、1年間に1頭ということとはもはやありえないだろうと、僕はそのときそう思ったんで、20カ月以降を調べたとしても、恐らく出てこないだろうと思うし、しかしそのときの理論としては、不明な点に関して全頭検査という考え方で、若齢牛という世界でも知られないデータを日本が発するということは科学的に必要であって、それを止めることは科学としてもったいないんじゃないかという意見は委員の中にもありました。わたしはその意見は科学者として理解することはできるんで、厚労省には、もし補助金を出すなら、検査の補助金を研究費に変えてください、それで3年間プロジェクト研究で、出ないと思うけれども、若齢牛が出るかどうかを調べたらいいんじゃないですかという提案をしたんですけれども、それは趣旨が伝わらずということで見送りになりました。

やっぱり3年間やって出なかったという、恐らく最初に始めたときから考えれば、すでに若齢牛でも100万頭を超す頭数を調べ続けてきているわけで、今までやってきて出なかったものが、どういう理由を付ければ今後出ることになるのか、僕にはよくわかりません。そういう意味でいえば、絶対年齢というか絶対月齢でいつまでも同じ議論を続けるのは、変動するリスクに対しての科学的評価だと、わたしは思っています。

それから検査とSRMの関係なんですけれども、先ほどわたしが若齢牛の検査をやめるという、全頭検査をやめるという言葉に対して、若齢牛の検査をやめるんだ、明確にしたほうが良いということで、わたしはあえて全頭検査廃止というのに対して、若齢牛の検査を廃止するんだというふうに言い続けてきたんですけれども、それがプリオンの潜伏期の病気を考えれば、若齢の潜伏期中で検出するというのは、先ほど言ったように非常に難しい。まして汚染の確実なプリオンが低くなった中で検出することは実質上不可能です。

そのときにどういう安全パイを取るかといえば、その上がっていく過程の部分全部SRMとして取るという方法がベストです。同時にその上の安全策とするなら、ピッシングで中枢神経を血液に乗せないということが、取れる対策のベストだろうと。

しかし高齢牛の場合は、わたしの計算では、今の500分の1という高感度の試験であれば、当時のイギリスであれば、恐らく33カ月で、ほぼ半数の牛は臨床症状を示さなくても陽性になるし、48カ月齢であれば、ほぼ95パーセント以上は検出できるだろう。これは月齢に応じているわけです。若齢でできないから高齢でできないわけじゃなく、高齢でたまってくれば十分に検出できるし、そのときには末梢神経に付く危険性もあるわけですから、そういう意味では、高齢牛としてはBSE検査をするということは、SRMを取ると同時に、非常に有効な手段ですけれども、若齢牛でBSEの検査をして安全性を確保することは、決してまともな手段ではない。まして、ここまで対策を取ってきて、感染率が減っているという中で、若齢牛の検査に使うだけの金があるなら、ピッシングをやめるほうに使ったほうが、安全はより高いだろうというふうにわたしは考えております。

それからイギリスがリアルバンといわれる、日本が2001年に取ったと同じような方法で、SRMを飼料に回さないという完全制御、改善いたしたあと、確かに100頭にはいきませんけれども、そのあと陽性の牛が出てきます。これに関してどういう感染経路かというのは、イギリス自身はもう疫学調査を進めているという話は聞きません。幾つか可能性としては、例えば垂直感染の実験は、途中でイギリスは切ってしまって、最後まで読み切らなくて、最初10パーセントといわれていたのが0.5パーセントというような格好で、推計値が下がってきますけれども、垂直感染は必ずしもゼロではないのかもしれない。毎年3万頭を超す汚染牛が出ていた国ですから、ある確率で垂直感染が出る出ないとすれば、0.1パーセント以下で出る確率もあるのかもしれない。ヨーロッパの物流を考えれば、イギリス1国で完全に止めたとしても、周囲から何らかの汚染ルートというものを排除しきれぬかどうかという問題も、イギリスの中では議論されているように聞いております。

最後の問題の、感染源としての肉骨粉と油のことですけれども、人が食用に使わない、脳脊髄を含めた骨、それから内蔵の食わない部分、その他、これは全部レンダリングに回ったわけです。これで処理して、油の成分が代用乳に使う油になり、固形の成分が肉骨粉として利用されたわけですから、油の中の不溶性不純物というのは肉骨粉と何ら変わるものではないわけで、そういう意味で言うなら、感染源はSRMにあるわけです。そいつがいく下流で肉骨粉になる場合もあるし、もし不溶性不純物が非常に高ければ、それは油かすとして油のほうにもいくわけですから、そういう意味で言うなら、わたしは同一のものであって、リスクとルートとして二つに分かれただけのことであり、油が原因、肉骨粉が危険とか、肉骨粉に新たに油が原因として入ったというよりは、同一のものの片割れですから、そのときの製造工程によっては、それなりの技術を持つというふうに考えていたので、特に飼料規制の問題にはかかわってこないだろうというふうに思います。

最初言われたように、2001年の10月以来、SRMは陽性であれ陰性であれ、すべて焼却してしまうという格好で処理をしまして、肉骨粉についても、それ以外の部分はすべて処理して焼却処分する。油については重油として燃料に使うというルールを決めたわけだから、特にその後の問題については、まだ懸念しておりません。確かわたしの質問に対する答えは、その点で言えば。

○吉川専門官 厚生労働省からコメントされますか。

○加地課長 一つお答えを忘れていました。継続を表明している自治体を教えてほしいというご質問がありましたが、私のほうで自治体と話をして、直接やりますと聞いた所は、昨日北海道からそのような話がありました。それ以外は新聞・テレビ等で知り得る範囲ですが、例えば鹿児島県の知事が実施の方向で検討をする、宮崎の知事もそういうふうなことであります。それから地方紙でいけば、中国新聞に鳥取県知事が検査は中止できないというような表明のされ方をしているということなんです。

新聞が全国調査を行ってまとめた丸バツ三角表みたいなものがありますが、あれは私どもが後で事務方に確認しましたところ、それはまだ前向きに検討するなり、あるいは継続を検討しているところですよというような所もあったところです。

あとの所は周りの県の状況を見ながら、消費者の動向を見ながら、今後決めていきたいというようなことですが、先般、全国都道府県知事会議というのがございまして、いろいろ

ろにご意見があったんですが、20 カ月以下の検査というのはナンセンスだという意味の発言があったようです。また、ある県は継続して、ある県は継続しないというようにこういうことを売り物にするような競争というのはやるべきというような発言をされている議事録もございました。以上でございます。

○吉川専門官 それから飼料規制の関係のご意見ご質問がございましたので、そちらのほうを進めたいと思いますが、まず動物性油脂が原因として考えられるんじゃないか、それに対する飼料規制の見直しというのはどうなのかということについてご質問がございました。そのほか飼料の関係で、ご意見・ご質問ございますでしょうか。

○姫田課長 油脂については、ほとんど吉川先生からお話があったとおりです。ただ、さらに細かいことを付け加えさせていただきますと、代用乳に使われている油脂は、現在牛からは人間が食べる部位で、要するに普通の牛肉ですね、特定危険部位を全部除いた牛肉のはぎれというか、人間が食べるのはいいんですけど、脂ばかりで食べない、そういうところから作られた不溶性不純物含有量が 0.02 パーセントのものが、あとは実効上はほとんどこれなんですけど、植物性油脂あるいは魚油、この魚油も製造工程で完全にほかのタンパク質の製造工程が確認できているものだけということになってございます。

それからいわゆる特定危険部位から作られているのは、先ほど吉川先生がおっしゃったように、特定危険部位は全部焼却されて、それからの油脂は世の中に存在しないということ。それから死亡牛の、一般論としてレンダリングされた油というのは、原則論として焼却ということなんですけれども、実際は重油として使われていると、燃料として使われているということでございます。

ですからそういう面では、わたしどもも当初から油脂説も全くなかったわけではないですし、7 頭のときに 1 回可能性というのをご指摘いただいたので、すべての感染経路を防ごうということで、肉骨粉だけじゃなくてですね、油脂についてもそのような規制をさせていただいたということでございます。

あと輸入の配合飼料のことですが、まず輸入配合飼料の場合もですね、食安委からご指摘いただいた結果ですね、原材料表示なり、それから輸入時の検査、これは通常は輸入の畜産物と同様、動物検疫としてやっておりますが、実施するというようなことで、それぞれ検査しております。ですから油脂も含めてですね、いわゆる原材料表示なりを実施して

いるところでございます。もちろん配合飼料としてのかたちの輸入量というのは、非常にわずかなものであることも事実でございます。

それから配合飼料だけじゃなくて、生体牛の話がございました。生体牛の輸入については、まず原則論として、BSE発生国からは一切輸入禁止にしているということです。それから幸いなことと言っては何ですが、口蹄疫汚染国も輸入禁止になっておりますので、現状で生体牛を輸入できるというのは、オーストラリアとニュージーランドだけでございます。

ただ、これは別に法規制とかじゃないんですけれども、当然生体牛が日本に入った段階で耳標が付いて、その日からトレーサビリティが始まるんですけども、現状はほとんどの所でオーストラリアやニュージーランドで生まれた月日も入れてくれているというのが、現在の実情の、これは規制はしておりませんけれども、そういうことをしていただいているということで、ほかの国からでは衛生条件を結んでおりませんので、口蹄疫汚染国がきれいになったとしても、すぐ入ってくることにはならないということです。

○吉川専門官 ではほかのご質問があれば。

○□□ すみません、答えをいただいてないんですけれども。

○吉川専門官 ちょっとお待ちください。この関連のご質問を受けたいと思います。

○□□ □□の〇〇と申します。△△と▽▽です。今フリーランスですけど。こういうリスクコミュニケーションに出たのは初めてなので、なかなか興味深く見てたんですけど、僕もジャーナリズムの立場から1点申し上げます。

僕はさっき吉川さんがおっしゃったような趣旨のことには、基本的には賛成です。つまり非常に客観的な立場でいろんな論点というのは、これは議論があるんですけども、やはり少なくともBSEについてはもちろんセンシティブで、国民の安全なり、安全対策の関心を、行政のサイドが対策を講じてしっかりやっていくことは大事だけれども、問題はじゃあどこまで安全の確保、安心の確保をできるかということまでで、吉川さんがおっしゃったように、最後は本当に哲学みたいなことになりかねない。じゃそれは逃げかという、そんなことではないと思うんですけども、しかし大事なのは、どこまで本当に安

心のところまで突き詰めてやれるものであるのかという、その問題に尽きるんじゃないかと。僕はそういう面では、ジャーナリズムの立場で、個人的には吉川さんの意見は非常に納得がいったなという見解でした。

もう一つは、BSEの対策については、もちろん飼料規制からトレーサビリティまで全般、行政は公衆衛生についての国民の問題について対応されてるんで、まだまだ不十分のところはあるかもわからないけど、僕は少なくとも20カ月以下の全頭検査については、本当に必要ないんじゃないかなという、つまり100万頭まで、ここまで若齢の牛については十分にやっているの。

今はむしろ食の安全についてですね、今いろんなメーカーの品質自身に対するガバナンスが問われるような問題が多々あるんですね。これは決してこのBSEだけの牛肉だけの問題ではない、全体の問題について行政は対応すべきであって、このところは皆さんもわかってやるべきじゃないかと思います。意見です。

〇〇〇 □□の〇〇と申します。意見ですのでご回答は要らないんですけど、今の方とちょっと関連して、わたしも吉川先生のおっしゃったことは理解はできて、大変よくわかったんですけども、どうしてこの問題がこんなにいつまでもぐずぐずと、国民の間の不安が取れないかという一番の根本は、20カ月という数字が厚労省と農水省の諮問から出てきた。しかもその諮問の前に、アメリカ産牛肉の輸入を再開するためには20カ月以下というように、実務者協議で線が出てきて、そういう政治的なことがあって、20カ月という線引きで出てきたというところから、非常に政治的な不透明なものを感じているということが根底にあって、結局今日の先ほどの吉川さんのお話でも、アメリカ産牛肉は関係ないということでしたけれど、最初リスク評価のときも、アメリカ産牛肉は関係ないんだとずっと言っておられても、国民は少しも関係ないとは思っていない。アメリカ産牛肉を輸入再開したいために、20カ月以下にするんじゃないかという疑念が決して払拭できないという、そういうところに問題があるということ、評価される側、管理される側も、ぜひ理解していただきたいというふうに思っております。

〇〇〇 □□の〇〇と申します。本日は貴重な機会をいただきありがとうございます。今日報告されたリスク評価については、現在与えられた条件の下での最大限の結論であると思いますし、適当な判断をするところに来ているのではないかと思います。ただ、リス

ク管理の措置については、生産者側からも鋭意安全・安心に向けて取り組んでいるところであり、これからまた頑張っていきたいところでありまして、みんなにお肉を安心して食べていきたいと、生産者も願っているところでもあります。

ただ、問題は消費者の皆さんの不安感を払拭できたのかどうかというところにあるかと思えます。平成17年8月1日から、3年間の経過措置として、消費者の不安を払拭し、また現場における混乱を回避するための3年間の経過措置というのが取られたわけですが、今ここにおいて、消費者の理解を十分に得られたのか、消費者の理解はどのようになっていると果たしてお考えなのかをお聞かせいただきたいと思えます。もし仮に消費者理解の醸成がまだまだ不十分であるとお考えであるとすれば、次の夏が来るまでに、今後どのようにお進めになるつもりでいられるか、お聞かせいただければと思います。

○吉川専門官 ほかのご意見・ご質問ありますか。

○□□ こんにちは。○○です。△△の1年間委員をさせていただきまして、ありがとうございました。平成18、19年は委員会のOGというかたちで、さらにこういった機会をいただくことがたまにあります。

飼料につきまして、米国牛肉ということのあれなんですけど、肉骨粉が問題だということだったんですけど、肉骨粉の場合は温度が問題であるという、お金の関係があるからということだったんですけども、今でも輸入飼料というのが使われているんだということがわかりました。ざっと言って、どのくらい輸入でまかなっているのかなと思えました。

配合肥料の一つとして肉骨粉を使っているのか、配合肥料という、配合肥料の総まとめしたものが肉骨粉なのかは、ちょっとわたしは頭の中に入れていませんでしたけれども、昔の飼料のスタイルを見ますと、5種類ぐらいのものが配合肥料、カルシウム材などを含めて大麦とか、普通の草ですよ、よくテレビでやる、牛というのは何を食べているのかというので、子どものころはやはり草を食べているということで、配合飼料の一つが草であったということなんですけれども。

米国の動物園というのが、ものすごく動物に科学的に栄養を考えたものを、古くから考えて餌を与えているということだったんですけど、日本の動物園はどうなのかな、この肉骨粉というのは牛だけなのかなというように思っていたんですけど、豚とか鶏とか、そ

ういった餌にもなるんだということを知りました。

安全な食品を選択しなければいけないのは牛だけではなくて、ほかの食品にも当てはまることだと思ったんですけど、現在の輸入飼料は大体ほとんど輸入で賄っているのか、ちょっとお話しいただきたいと思います。

〇〇〇 〇〇と申します。世界に誇るBSE対策として、四つのことを日本ではやってきたと思うんです。一番SRMをちゃんと処理する、肉骨粉を処理する、そしてトレーサビリティをやる、それに全頭検査が入って、やっぱり世界に誇る素晴らしい対策だったというふうに思うわけです。それを厚生労働省のほうでは来年の7月にそれを打ち切るといふ、国庫補助を打ち切ると、こういうふうになっておりますけれども、ぜひ厚生労働省のほうで思い直してもらってですね、継続するようにひとつ予算を付けてください。予算請求をしていただければと思います。

国民はですね、本当にこの四つのBSE対策で安心・安全、そしてもう大丈夫だと、こういう気持ちでみんないるわけです。自治体でも一生懸命やっていますし、農民も一生懸命こういうBSEを頑張って今までできたわけです。ぜひ、厚生労働省さんに、3億何千万円と思いましたが、予算を付けていただいて、ちゃんと全頭検査が継続できるようにぜひお願いしたいというふうに思います。

〇吉川専門官 ほかのご意見・ご質問、いかがでしょうか。時間があと少しということになってまいりましたので、もしほかにいらっしゃるようでしたら、これでご意見・ご質問をまとめたいと思いますが、お一方いらっしゃいますね、それでは最後ということでお受けしたいと思います。

〇〇〇 〇〇の代表をしております〇〇と申します。今日はBSEに関する丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございました。今日資料を見て思ったんですけども、BSEに関する検査に掛かっただけのいわゆるコストのお話がどこにも出ていないということ、わたしは納税者の一人として、ちょっと足りないと思いました。日本という国が今どのような、いわゆる国の財政がどういうふうな状況にあるのかということ、わたしたち国民としてもきちんと理解をした上で、いろいろなリスク管理のことを進めていただきたい。

もちろん健康に害が及ぶリスクについてはきちんと対応を進めていただきたいと思いますけれども、そのあたりのことを、そのコストの話、要は幾らコストを掛けてどれくらいのリスクを減らして、どういう効果があるのかというところをですね、もう少しきちんとわたしたちにわかるように、例えば今日のような資料でも、今までの何百万頭のケースに対してどれくらいの税金を使ってきましたと。で、これから次の展開、いわゆる 20 カ月齢以下の全頭検査を補助しないことによって、どういうふうにコストがどうなりますと。で、次は自治体はその判断をしていくわけですが、その自治体の住民というものが、きちんとそれに対して判断ができるようにですね、そういうような話の流れを、国民にも丁寧にこれからも説明していただきたいと思います。

○吉川専門官 では今までお受けしたご意見・ご質問をそれぞれまとめてコメントをお願いしていききたいと思います。

一つ先ほどから出ていましたご質問の中で消費者への理解の促進ということで、今度どのようなことを検討されているのかどうかということがございましたので、それについては厚生労働省に説明をしていただきます。それから検査の関係でご意見、ご質問がありましたので、それも併せてお願いをしたいと思います。

あとは農林水産省の関係、先ほども少し輸入飼料の関係でコメントをいただいておりますけれども、少しコメントが不十分だったのかもしれないので、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

それから最後ということで、米国産牛肉の話ということがありまして、米国のために国内規制というのを合わせてるんじゃないとか、それから米国産牛肉の輸入を認めているのはなぜなのかということがございましたので、これについても最後にコメントをお願いしたいと思います。

では、まず最初に厚生労働省のほうからお願いしたいと思います。

○加地課長 消費者の不安の状況はどうなのかというお話でしたが、これも非常に難しい話で、わたしたちも国が直接消費者の方々の意識調査ということは、今のところまだやっておりません。今後やるかどうかは今検討中でございます。各自治体におかれましては、今まさに続けるかどうかという判断をするため、食肉の安全・安心フォーラムのようなものを開いて、そこで意見を聞いたりというような活動をされているというふうにお聞きし

ております。

それからご意見でございましたけれども、全頭検査を継続してほしいというお話でしたが、先ほどからのご意見の中にもありましたが、やはり不安だと、科学的に理解できるけれども不安だということになりますと、わたしどもは不安を解消するための予算要求ということではなくて、科学的に安全かどうかということに関連して、安全でなければ、それに対する対応の予算要求ができますけれども、いわゆるもやもやとした不安を解消するための予算要求というのは、わたしども財務省にはできないんですね。そこはご理解いただきたいと思います。

ですから、あとは自治体のほうでどういうふうな予算を獲得するかということについては、それが安全性の確保ということでは、あくまでもわたしどもは食品安全委員会の答申を尊重すべき立場にありますし、自治体の方々がどう判断するかということは、先ほども言いましたように、口出しする立場ではないので、それぞれでお考えいただくということになろうかと思えます。

それから最後にコストのお話でございますが、コスト、コストと言いますと、割と今までのリスコミでは評判が悪かったものですから、きょうはあまりコストのことはお話ししませんでしたけれども、平成18年度の検査キット代、これは全額国が補助しているのですが、それが大体20億円でございます。単年度です。最初の年の平成13年の時は大体36億円ぐらい、これは10月からですから、半年間ででした。今手元に資料がありませんので、わたしの記憶で申し上げますが、次の年は1年間通しでやりましたので、その倍で60億円ぐらい。検査キットは当初は1社のものしかありませんでしたけれど、次第に2社、3社というふうが増えてきて、コストが下がってきていますので、当然来年度は、20億円をだいぶ下回るのではないかというふうに思っています。

ですから、今までをトータルすると200億から200億円以上は、このエライザキットを買う費用に充てたわけですが、あと、計算はできませんがと畜検査員の人件費、といってもこれは公務員ですから、BSE検査のためにいくらかかったということは切り分けられませんけれども、残業して一生懸命働いた、そういった有形無形の費用が大きかったというふうに思っています。

あと、牛由来の肉骨粉について、もちろんSRMもですが、焼却しています。その部分は農水省さんに。

○姫田課長 肥料と一緒にまとめてお話しします。まず、今の肉骨粉の焼却等については、当初、鶏のチキンミールまで焼却していたので、200億ぐらい掛かりました。今現在は、チキンミールとか豚のポークミールは使えるようになったので、大体100億余りが焼却に使われます。そのほか、24カ月齢以上の死亡牛検査で掛かっているような状況でございます。

あと、先ほど出た飼料の話でございます。まず肥料でと、牛だとかいうことでございますが、牛の場合は草地とかにはそんな肉骨粉みたいな、蒸製骨粉のような、800度以上で加熱した骨粉みたいな立派な肥料は与えませんので、いわゆる化成肥料や牛糞を施肥するくらいです。基本的には、今回の蒸製骨粉というのは果物のための肥料ということでございます。

それから海外から輸入されるというのは、ほとんどが配合飼料のかたちではなくてですね、トウモロコシ、それから大麦、そして小麦のいわゆるフスマという、人間が小麦粉を食べるそのぬかですね、そういう飼料原料が海外から輸入されるものです。ですから飼料用の原料として、植物性のものが大量に輸入されているという状況でございます。カロリーベースでいいますと、豚も鶏も含めてトータルでいいますと、飼料自給率が25パーセントでございます。ですから75パーセントは海外から輸入されています。

ただ、牛が食しています牧草ですとか、それから和牛がかなり食べます稲わらとか、そういうような粗飼料というものについては、76パーセントが国産ということでございます。まだ自給率は76パーセントという状況でございます。

それから今日のお話とは直接関係ありませんが、米国産のお話でございますが、米国の状況ということで、ご存じのように、米国とも意見交換をしております。その中でまず一つは、米国は牛の肉骨粉の牛への給与は禁止しているということは、ご承知していただきたいと思っております。サーベイランスというかたちで、いわゆるよたよたとしたような、そういう症状牛とか、そういうリスクの高い牛を中心にサーベイランスをやっています。これはOIEの国際基準よりもはるかに多い、10倍の頭数をやっているということをお聞かしておるところでございます。わたしのほうからは以上でございます。

○吉川専門官 それでは皆さん円滑な議事の進行にご協力いただきまして、時間若干過ぎましたけれども、これにて、本日のリスクコミュニケーションを終了させていただきたいと思っております。本日は長時間にわたりまして、また貴重なご意見を頂戴いたしまして、ま

ことにありがとうございました。

出口におきまして、アンケートの回収を行っております。今後のリスクコミュニケーションの参考とさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。また皆さまのお近くでこうした意見交換会を開催することがございましたら、ぜひともご参加をお願いしたいと思います。それでは皆さま、どうぞお気を付けてお帰りください。本日はどうもありがとうございました。

午後4時40分 閉会